事　　務　　連　　絡
2021 年（令和 3 年）9 月 10 日

各小中学校長　様
義務教育学校長　様
福山高等学校長　様

教育委員会事務局
管理部教育総務課長
管理部施設課長

学校施設に係る地域等への使用許可及び使用の中止の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染拡大が続く中，９月９日，広島県に発出している「緊急事態宣言」を９月３０日まで延長することが決定されました。ついては，９月３０日までの間，学校施設の使用許可についての対応は，次のとおりとします。

１　新規の使用許可申請者への対応
９月３０日(木)までの利用に係る新規の使用許可は行わないこと。

※１０月１日(金)以降の予約受付は可能ですが，状況により制限又は自粛要請を行う場合があります。

２　使用許可済の申請者への対応
９月３０日(木)までの使用許可済の申請者には，個別に，使用の中止又は延期の要請を行うこと。

※納付済の使用料を返還する場合の相談は，教育総務課へお願いします。

※　運動場（グラウンド）を使用される申請者に対しても，同様な対応をしてください。
※　屋内運動場やグラウンドの出入口，正門などに，別添「学校施設の使用の中止（延長）について」の掲示をお願いします。

【返還手続等の問い合わせ先】
教育委員会事務局管理部教育総務課
担　当：二嶋，花岡
連絡先：928-1108（内線 2867）

学校施設の使用の中止（延長）について

福山市教育委員会

９月９日，広島県に発出している「緊急事態宣言」を９月３０日まで延長することが決定されました。

ついては，学校施設の使用について，次のとおり，感染拡大防止のための取組を継続します。

○取組期間（緊急事態宣言の延長期間と同じ）
2021 年(令和３年)９月１３日（月）～９月３０日（木）

○取組期間中の使用中止（継続）
地域等の活動での学校施設（屋内運動場，グラウンド）の使用を中止します。

学校及び教育委員会では，児童生徒への感染防止対策の徹底を図っているところです。

ついては，児童生徒が使用する学校施設であることを考慮していただき，また，子どもたちを含む使用者の皆さまの感染拡大防止を図るため，御理解と御協力をお願いいたします。

２０２１年（令和３年）９月１０日改正